

12月議会の注目議案



隣保館廃止条例と種子県条例請願

米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

第4回定例会は議案23件、請願1件、計24件の議案等が提案されています。その中で注目する議案は、米原市立隣保館条例の廃止条例とレーク伊吹農協から提出された「主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書提出を求める」請願です。これらの議案は常任委員会での審査を終え、最終日に採決されます。

隣保館とは

隣保館条例では「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため隣保館を設置する」としており「息郷地域総合センター三吉会館」と「和（なごみ）ふれあいセンター」を設置しています。事業として、

- 1、人権・同和問題の速やかな解決に資すること。
- 2、相談事業に関する事。
- 3、調査および研究に関する事。
- 4、自主的活動の育成指導に関する事等を掲げています。

ういう流れを作っていく」との答弁を引き出しています。

地元への支援が必要

それ以後も幾度となく、市議会において質問や討論を行なってきました。平成29年6月議会の太田幸代議員の一般質問で総務部長は「平成31年3月末の指定管理期間終了後、円滑かつ確実に譲渡などが図れるよう、これまでの経緯を踏まえ、協議を進めていく。」「具体的な協議内容ですが、例えば自治会館として活用いただくには施設の規模が大きいことなどから、維持管理や施設活用策のほか、支援についても調整する。」との答弁をしています。

民間参入の危険性

一方、一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかと不安が広がっています。

要綱ではなく条例で

米原市におかれては、地方自治法第99条の規定に基づき、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要予算および関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、「滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」の県条例化を内容とする意見書を滋賀県に提出されるよう請願します。（見出しは編集者）

種子県条例制定の請願趣旨

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日に同法が廃止されました。

種子法の果たした役割

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原種の生産、供給等を担い、本県の主要農作物である水稲、麦および大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。

種子法の廃止を受けて、



雑感 先週は出入国管理法改定案の衆議院での強行採決や水道事業問題を書きました。今回は「種子法」についてJALレーク伊吹より請願が提出されましたので考えてみたいと思います。「種子法」は請願の趣旨にも書かれており、日本の農業の安定供給や品質向上に大きな役割を果たしてきました。なぜそれを廃止してしまったのか。廃止したのは明らかに安倍政権であり政府与党の自公です。農業の世界では種子を制するものは世界を制すると言われます。現在でも野菜等の種子はモンサントなどの多国籍企業が独占しています。法律が廃止されなければ、こんな請願も必要なかった。自民党・公明党の方は請願についてどうされるのか。また農協関係者の方々も選挙では自民党を支援される方が多い。本当にそれでいいのか。

